

第三者評価結果

事業所名：こどもっと保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は法や指針などの趣旨をとらえ、園の理念をもとに、めざす子どもの姿をイメージして作成しています。園の理念や方針、目標を達成するうえで必要なことを、「保育のなかで大切にしたいこと」に明記し、職員間で共有しています。平成28年に園長・副園長・主任が原案を作成し、その後に各クラスごとに検討して作成しました。平成30年保育指針の改定を受けて再編し、その後は年度ごとに振り返りを行い、見直しています。計画は保育方針を忘れないように、会議を行う際に確認して把握できるようにしています。年度末には各クラスごとに振り返り、全員で確認して次年度への計画につなぐようにしています。最近ではコロナ禍での対応などで見直し、変更しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育室は生活にふさわしい場として十分なスペースをとり、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しています。室内の温度、湿度については温湿度計を各部屋に設置して記録しています。布団をしまう押し入れは掃除・消毒を定期的に行い、玩具消毒も丁寧に衛生に配慮しています。汗をかいた布団は外に干し、清潔を保っています。布団に自分のものとわかる目印をつけてもらい、文字の分からない乳児にもわかりやすくなっています。玩具は木製を中心に素材や大きさに配慮し、誤飲などの危険が無いようにしています。食事場所と睡眠場所は別に設定し、生活の流れがスムーズになるように配慮しています。室内を必要に応じてパーテーションなどを利用し、6ヶ所ほどに分けて個人の好きな遊び、休める空間を確保できるようにしています。洗濯機、乾燥機のフィルターを遅番職員が毎日掃除し、共有して使うエプロンの洗濯乾燥にも気をつけています。トイレの手すりなどは安全性のある丸みを帯びたもので、清掃時間を午睡時・降園時と決めて毎日行い、清潔を保っています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもの月齢だけでなく、一人ひとりの子どもを受容し、個々の姿に合わせた保育を行っています。園内での研修を行い、言葉遣い・接し方・一人ひとりを大切に保育を学び、常に心がけて保育を行うようにしています。泣くことによって表現する乳児に対しても、その時の気持ちを汲み取り、寄り添った保育をしています。園では大きな声で呼ぶのではなく、その子の側に行き話をするを全職員で行い、全員で声をかけあって注意しています。保育中は大人の身長が壁にならないように、子どもの目線に立って話を聞き、早口や上からではなく、ゆっくりと話をするようにしています。身体的発達も考慮し、食事の際の椅子の形状やテーブルの高さも一人ひとりに合うよう配慮しています。一人ひとりの生活リズムを大切にするために、入園前の家庭での生活リズムについて保護者から聞き取りをしています。それぞれにあった睡眠、入眠の癖、食事時間などにも考慮して保育を行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもたちにとって、どの保育士から援助を受けても同じになる様に、生活習慣の手順はマニュアルに沿って行うように配慮しています。排せつなどの習得にあたっては、子どもの気持ちを確認してから援助を行うようにしています。子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重し、自分で着脱がしやすいような洋服のサイズや素材を伝え、わかりやすいように写真や実物を提示して保護者に協力してもらっています。生活習慣の習得にあたっては強制することなく、眠くなってしまった子どもには落ち着けるスペースを確保して対応しています。食事の場所を区切り、少人数（0歳児は一人）で食べることで、他人を気にせず自分のペースの生活を大切にしています。遊びでも一人の世界を守ってあげたい時には、パーテーションを使い、落ち着いた空間づくりを工夫しています。職員は、子どもの個々の課題やこうなってほしい姿を考えて、毎月個人に沿ったカリキュラムを作成しています。入園間もないころは細かい配慮が必要なため、保護者の協力も得て短時間保育を行い、少しずつ慣れていける環境を作っています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 園周辺の公園の特徴を把握し、園庭だけでなく公園の状況や子どもの様子に合わせた遊びを行っています。戸外遊びを通して、四季折々の自然に触れることで沢山の刺激を受け、興味関心につながる発見を楽しむ活動をしています。職員が見守る中で、子どもが興味のあることを一緒に楽しみ、遊べるように、草花や生き物にも触れられるようにしています。公園で安全に遊ぶルールを伝え、往復の道で交通ルールもわかりやすく伝えていきます。室内では子どもの手の届く所に玩具棚を配置し、子どもたちが自発的に玩具を選んで遊べるようにしています。職員は遊びと玩具の研修を受講し、木製の玩具を中心に種類や数量も多く用意し、落とした時の音や繰り返すことのできる良い玩具を選んでいきます。また、子どもたちが何に興味関心を示すのかをよく観察し、興味に沿った玩具を用意するようにしています。乳児の感触遊びの体験として、氷・フィンガーペインティング・寒天などを取り入れています。ごっこあそび、簡単なゲーム、わらべ歌遊びを通して、ルールや順番など楽しく身につけるように工夫しています。園外に出た際には、職員が地域の方へ挨拶する姿を子どもたちに見てもらい、真似をするなど常により手本となるように保育を行っています。近くの畑でじゃがいも堀りをしたり散歩で消防署に行くなど、地域の資源を活用して子どもたちの成長の支援に役立っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児の部屋は特に清潔に保つようになっています。愛着が生まれるように担当制にして、常に同じ保育者が関わり、安心して過ごせるようにしています。補助も含めて3人が対応するため不在などの変更にも対応できています。子どもの発達によってレイアウトを替え、つたい歩きをする子どもの安全に気を配り、マットを敷くなど安心安全に遊べるようにしています。言葉で表現できない月齢の子どもには、表情や仕草などから気持ちを汲み取り、応答的に関わるようにしています。保育者の表情や声のトーンにも配慮し、安心して過ごせるようにしています。子ども個々の興味を示しているものや示しそうなものを考え、玩具を手作りしています。家庭との連絡ノートには1日の様子を細かく伝え、保護者の不安にも答えられるように、保護者とのコミュニケーションを密にとることを心がけています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 室内の整理整頓に努め、気持ちの良い空間を維持して、子どもを把握し一人ずつ生活の流れや日課を決めています。一人ひとりの子どもの状況に応じ、着脱や排せつなどはできる部分を見極めて援助し、子どもの「自分でできた」という気持ちを大切にしています。玩具は見やすく、手に取りやすい場所に配置し、種類や数を考慮し、個々の興味に応じて自由に遊べるよう環境を整備しています。一人ずつの気持ちを表情やしぐさから汲み取ったり、言葉でのコミュニケーションが難しい子どもには代弁しながら関わりを持っています。散歩の際に近隣の方へ職員が率先して挨拶することを心掛けています。近隣園と実地研修を行い、他園の保育士と一緒に過ごしたり、わらべ歌や散歩など異年齢で過ごす機会を作っています。栄養士や調理員に保育室に来てもらい、食育活動として食材に関することや、調理の方法を教えてもらっています。夕方は合同保育の時間になるため、異年齢児の中での遊びにも工夫しています。合同保育の時間帯には、2歳児の部屋に1歳児と一緒に遊ぶことになるので年齢にふさわしくない玩具等は事前にしまい、異年齢でも安心して遊べるようにしています。子どもの様子を送迎時に話し、連絡ノート等で伝えあうことで保護者との連携を取っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	c
<p><コメント> 乳児保育園のため3歳児以上の利用者はいません。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 建物は横浜市の「福祉のまちづくり条例」に沿って設計されており、多目的トイレやスロープを設置し、段差をなくすなどバリアフリー構造になっています。障害のある子どもに配慮した個別の支援計画を作成し、クラスの指導計画と関連づけています。障害のある子どもができること、やりたいことに無理のない範囲で自主的に参加できるように目で見てわかる写真や絵を掲示するなど、子どもの状況と成長に応じた保育を展開しています。療育センターのケースワーカーの巡回指導でアドバイスを受け、指導計画に反映しています。保護者から入手した家庭での様子や状況等の情報を職員間で共有し、園での子どもの様子を保護者に伝えて連携を図っています。職員はキャリアアップの障害児研修を受講し、障害児保育に関する知識を深めています。重要事項説明書などに障害児保育についての園の考え方や対応について記載し、保護者に理解を促すことが期待されます。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 月間指導計画の中に、「長時間にわたる保育の内容・配慮」欄があり、在園時間の長い子どもが無理なく園生活を送れるように配慮しています。子どもが穏やかに安心して過ごせるように環境を整え、保護者が迎えに来たら遊びを終了しやすい玩具を用意しています。異年齢の子どもと一緒に過ごすときには危険のないように子どものそばにつくなど、職員の位置に配慮しています。子どもの体調や様子を観察しながら、別の部屋で少人数で過ごせるようにしたり、疲れた子どもには横になってゆっくり過ごせるスペースを用意しています。18時半以降は夕食に響かない程度の補食としてせんべいを提供しています。口頭と保育記録により職員間の引き継ぎを行っています。怪我や気になることがある時は付箋を貼り、保護者への伝え漏れがないようにし、翌朝の職員にも引き継ぐようにしています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	c
<p><コメント> 乳児保育園で、3歳以上児が在籍していないため、就学に向けての学校との連携は行っていません。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 保健衛生マニュアルと年間保健計画があり、子どもの健康に関する方針や取組を進めています。保育中の子どもの体調悪化やけがについては担任と園長が判断し、保護者に連絡したり、状況に応じて通院したり、早めに迎えに来てもらうこともあります。保育記録に記録し、職員に周知しています。入園時に保護者から提出された児童健康台帳で、子どもの心身の健康状態を把握しています。入園後の予防接種や疾病については年度末又は保育参加時に健康台帳に追記してもらい、子どもの健康に関する情報を把握しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関しては入園前に重要事項説明書をもとに保護者に説明し、予防策として0歳児は5分、1歳児は10分ごとにプレスチェックを行い、記録しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 毎月の身体測定、年2回の健康診断、歯科健診を実施しています。担任が子どもの健康状態や心配なことを園医に相談し、助言をもらっています。健康診断と歯科健診の結果は児童健康台帳に記録し、全職員にその日のうちに口頭で周知しています。保護者には異常がない場合はICTアプリで配信し、異常がある場合は歯科健診は書面、健康診断は健康台帳を保護者に確認してもらい、口頭で伝えています。健診結果を踏まえ、歯の生え方や本数を考慮しながら、食事内容や野菜の切り方について栄養士と担任で相談しています。また保健計画をもとに毎月の目標を立て、手洗いやインフルエンザ予防、感染症予防などの留意点を日々の保育に反映しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> 横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、園独自のアレルギー対応マニュアルを作成し、アレルギー疾患のある子どもに対し適切に対応しています。アレルギー疾患のある子どもに対しては、入園前面談で栄養士が同席し、細かな聞き取りを行い、全職員で共有しています。アレルギー対応マニュアルに基づき、生活管理指導表の指導内容に沿って除去食の献立を作成しています。毎月の献立をもとに保護者・担任・栄養士で話し合い、確認しています。調理中は食材ごとに声を出して原材料のチェックを行っています。食事の提供の際は職員間でトリプルチェックを行い、誤食防止のため食器やトレイの色を変え、アレルギー児のそばに職員が付き添い、他児より先に食べ始めるようにしています。職員はアレルギー対応の研修を受講しています。アレルギー疾患がない子どもの保護者に対しては、重要事項説明書に記載し、園見学や入園前面談で説明しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a

<コメント>
 全体的な計画の中に「食育を推進する保育」の項目を設け、年間計画には「食育」の欄を設けています。また発達段階に応じた食育計画を作成し、子どもが食に関する豊かな経験ができるようにしています。年齢に応じてじゃがいも掘りやとうもろこしの皮むきなどを保育活動に取り入れています。苦手な野菜を好きになってもらえるようにインゲンなどの野菜を栽培し、収穫した野菜を給食で提供しています。食事は子どもの発達に応じて、0歳児は一人ずつ集中して食べ、1歳児は3、4人ずつ落ちついて、2歳児も一斉ではないように配慮して支援しています。主食、主菜、副菜を一皿で提供して、0、1歳児は取り分け皿に職員が少しずつ食事を取り分け、子どもが食べることに興味を持ち、手づかみでも自分でしっかり食べられるようにしたり、職員がスプーンですくったりするなどして支援をしています。献立表に旬の食材の情報を掲載し、子どもに人気のレシピをホワイトボードに貼り付け、保護者が自由に持ち帰れるようにしています。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
--	---

<コメント>
 調理職員が毎日食事の様子を見て回り、食べ具合を観察したり、子どもとの会話などから食事の量や好みを把握しています。残食は給食日誌、保育日誌に記録し、下膳の際には保育士がその日の残食の内容や食べ方などを調理職員に伝えています。育児ケア担当制を取り入れており、同じ職員が日々子どもの食事の介助をすることで、個々の成長を見極め、食事の形状や好みの変化に気づき、調理の工夫に反映しています。月1回の給食会議では給食日誌、保育日誌に記録された喫食状況や残食の様子、検食者の意見を確認、検討し、次月の献立に生かしています。旬の食材や果物を多く取り入れ、できるだけ神奈川産の野菜を使うように心がけています。行事食では切り方や盛り付けを工夫し、ひな祭りのちらし寿司、ハロウィンのカボチャ、七夕のそうめんなど、楽しさや特別感の配慮をしています。衛生マニュアルに基づいて衛生管理を行っています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a

<コメント>
 送迎時に保護者と家庭での様子、園での様子を口頭で伝え合っているほか、連絡ノート、ICTアプリを使って情報交換しています。連絡ノートには日々の様子や活動内容、家庭での姿などを記載し、子どもの成長を共有・共感できるよう支援しています。またホワイトボードに活動の様子を写真とメッセージを使って掲示し、保護者に園生活をわかりやすく伝えています。保育の意図や保育内容については、重要事項説明書やパンフレットに記載し、入園前説明会で説明しています。園だよりや懇談会、個人面談でもわかりやすく説明しています。保護者が参加する園行事、保育参加などを開催し、保護者と職員が子どもの成長を共に喜ぶ機会を設けています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a

<コメント>
 職員は保護者との日々のコミュニケーションを大切にしています。保護者が安心して気軽に話せるように、連絡ノートだけでなく、降園時にできるだけ子どものエピソードについて話すように心がけています。個人面談は年1回行っていますが、面談期間以外にも相談にはいつでも応じることを伝えています。相談を受けた際は保護者の希望する時間帯に合わせ、ゆっくり話ができる環境を作り、プライバシーに配慮して対応しています。担任のほか内容に応じて園長、栄養士から専門性を生かした助言や支援を行っています。必要に応じて港南区担当部署や療育センターなどと連携できるようにしています。保護者からの相談は面談記録に記録しています。相談を受けた職員が対応に困った時は、園長、副園長、主任から助言を受け、適切に対応する体制を整えています。

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
---	---

<コメント>
 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、送迎時の保護者や子どもの些細な変化を見逃さないようにしています。朝の受け入れ時や着替え、排せつ時に子どもの様子や身体の状態を丁寧に観察し、早期発見に努めています。気になる怪我などがある場合は、速やかに職員間で共有、確認し、保育記録に記録しています。日頃から保護者に声をかけ、保護者の気持ちや心身の状況に寄り添い、保育時間の延長を提案するなどいつでも支援を行えるように心がけています。必要に応じて児童相談所など関係機関と対応を協議する体制を整えています。横浜市の「子ども虐待防止ハンドブック」をもとに、虐待対応マニュアルを作成しています。年度始めに虐待に関する職員研修や、専門家を招いて虐待に対する講座を開催し、知識を深めています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>職員は年間計画、月間指導計画、週案、個別指導計画、保育日誌で定期的に保育の振り返りや自己評価を行っています。毎月職員会議、カリキュラム会議、クラス会議、リーダー会議を行い、職員間で日々の保育の振り返りや話し合いを行っています。定員30名の小規模園であり、「一人ひとりを大切に」「丁寧な保育の実践」をすることにより、主体的に物事に取り組む中で、子どもの発達段階や心の育ち、意欲、興味などに配慮しています。年度始めに職員は自己の目標を立て、年2回達成度の評価を行っています。その結果を踏まえて園長と面談し、助言を受け、保育の質の改善や専門性の向上に取り組んでいます。年度末に年間の振り返りを行い、職員の自己評価、保護者アンケートに基づき、職員会議で話し合い、保育所の自己評価を行っています。</p>	